

厚生労働大臣の定める掲示事項は、下記の通りです。

【入院基本料に関する事項】

当クリニックには、看護職員を 10 名以上、看護補助者を 2 名以上で配置しております。

【中国四国厚生局への届出事項】

1. 以下の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

◎ 基本診療料

- ◆ 夜間・早朝加算
- ◆ 時間外対応加算 2
- ◆ 明細書発行体制等加算
- ◆ 機能強化加算
- ◆ 外来感染対策向上加算
- ◆ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ◆ 医療 DX 推進体制整備加算
- ◆ 医療情報取得加算
- ◆ 有床診療所入院基本料 1

有床診療所急性期患者紫煙病床初期加算

有床診療所在宅患者支援病床初期加算

医師配置加算 1

栄養管理実施加算

夜間緊急体制確保加算

夜間看護配置加算 2

看護配置加算 1

看護補助配置加算 1

看取り加算

入院ベースアップ評価料

◆ 入院時食事療養/生活療養（Ⅰ）

◆ 酸素届出

◆ 有床診療所入院基本料在宅復帰機能強化加算

◆ 後発医薬品使用体制加算 2

◆ 情報通信機器を用いた診療に係る基準

◎ 特掲診療料

◆ 運動器リハビリテーション（Ⅰ）

◆ 在宅療養支援診療所 2 の届出

◆ 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料

◆ 在宅がん医療総合診療料

◆ 小児食物アレルギー負荷検査

◆ 検査画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料

2. 当クリニックは入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）・適温で提供しています。

3.【保険外負担に関する事項】

特別療養環境の提供

区分	部屋番号	差額室料
2人室	302・303・305・306号室	2,200円/日
個室	310号室	5,500円/日

4. 掲載事項

・医療DX推進体制整備加算

医師等が診察を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。

マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

電子カルテ情報共有サービスの導入検討等を含め、医療DXに係る取組を実施しています。

- ・医療情報取得加算

オンライン資格確認を行う体制を有しています。

受診した患者に対し、受信歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得
活用して診療を行っております。

- ・後発医薬品使用体制加算

入院および外来において後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組ん
でおります。

医薬品の供給が不足した場合に医薬品の処方等変更等に関して適切な対応ができる体制
を整備しております。

医薬品の供給状況によっては投与する薬剤が変更となる可能性があり、変更する場合には説明いたします。